

「学び」を通じて親子が成長し、活躍
できるための家庭支援の方策について

(答 申)

令和 7 年 3 月 1 7 日

高崎市社会教育委員会議

目 次

諮問 「学び」を通じて親子が成長し、活躍できるための家庭支援の方策について	1
はじめに	2
第1章 家庭（親と子ども）の現状と課題	
1 家庭を取り巻く環境の変化	5
2 今日の家庭における新たな課題	6
3 共に支え合う新たな動き（行政だけでなく、NPOや民間の支援活動）	6
第2章 今、高崎市が取り組んでいる支援施策の状況と課題	
1 家庭状況の変化に対応した国の支援施策	8
2 高崎市が進めてきた支援施策	8
3 実施されている支援施策の課題	9
第3章 持続可能な新たな具体的施策の構築と推進	
1 参加を促す支援から、寄り添う支援へ	12
2 対象家庭に関わる全ての機関が一体となった支援事業の実施へ	13
3 施策の実施を可能にする多様な人材の育成・配置	14
第4章 今求められる、新たな視点からの支援策	
1 今求められている新たな支援	16
2 施策を推進するための体制の構築	17
3 施策の実施を可能にする人材の育成	18
まとめと提言	20
添付資料	
・ 視察の概要	22
・ 視察報告まとめ	23
・ 令和3・4年度高崎市社会教育委員会議開催経過	25
・ 令和5・6年度高崎市社会教育委員会議開催経過	26
・ 令和3年度社会教育委員名簿	27
・ 令和4年度社会教育委員名簿	28
・ 令和5年度社会教育委員名簿	29
・ 令和6年度社会教育委員名簿	30

令和3年9月27日

高崎市社会教育委員 様

高崎市教育委員会
教育長 飯野 眞幸



「学び」を通じて親子が成長し、活躍できるための家庭支援の方策について（諮問）

社会教育法（昭和24年法律第207号）第17条の規定に基づき、下記の事項について理由を添えて諮問します。

記

（検討を要する事項）

「学び」を通じて親子が成長し、活躍できるための家庭支援の方策について（理由）

かつて、子どもたちは、家庭においては親（保護者）から家族の絆の大切さを学び、基本的な生活習慣などの必要な資質を育成され、地域においては身近な人や多くの大人たちに温かく見守られながら、年齢を超えたつながりの中で社会性や自立心を身に付けて成長していきました。親もまた子育てを通じて地域とつながり、家庭における教育の在り方を学んでいました。

しかし、近年では、少子高齢化や核家族化の急速な進行や、地域における人間関係の希薄化などにより、家庭を取り巻く状況や家族関係は大きく変化しています。それに伴い、いじめや引きこもり、児童虐待といった家庭の教育力の低下や地域における孤立化が原因とみられる子育てに関する問題が多発しています。特に昨年は、コロナの影響もあり、児童虐待の相談件数が全国で20万件を超えるという深刻な状況が報告されています。

このような厳しい状況に対して、国や県では、社会教育からの支援だけでなく、福祉部門と連携し、学校や民間の子育て支援団体とも積極的に連携した事業の推進に取り組んでいます。本市においても、各地域にある公民館や児童館、保健センター等さまざまな施設を会場にした学びや交流の場の提供、学校と連携した支援事業などを実施しています。それでも期待する効果が十分達成できていない状況が見られます。その要因として、親や子どもの自立に向けた学びの機会が不足していることや、交流機会の減少に伴い、身近な人や地域の人などから自らの努力が認められる機会が不足していることが考えられます。このことを改善するには、子育て家庭に関わるすべての人たちが連携し、さまざまな角度からの支援をさらに進めるとともに、地域の団体や学校とも連携した支援事業や、子育てサークル、民間団体と協力した支援など、「学び」と「つながり」を重視した支援事業をよりきめこまやかに展開する必要があると考えます。親はこれからの地域における中心的役割が期待される存在であり、また、子どもたちは自らが元気に成長することで地域に元気を与える存在でもあります。

そこで、「学び」を通じて親子が自立する力を高め、世代を超えた様々な人との交流により、自信と希望を持ってそれぞれが成長し、活躍できるための家庭支援の方策について、研究調査・審議をお願いするものです。

はじめに

近年、子ども世帯の減少や核家族化の進行、ひとり親世帯の増加など家族構成の変化や家庭を取り巻く環境（生活）の変化等により、親（保護者）が抱える悩みも複雑化し、個々の努力だけでは解決できない、相談もできないなど、子育て世帯の親（保護者）や家庭が孤立しがちな状況が顕著になってきた。これまで地方自治体（社会教育行政）における家庭への支援事業が様々に進められてきたが、現在取り組まれている支援施策だけでは、親が抱えている子育ての悩みを解消し、安心して子育てができるための支援としては不十分であることが指摘されるようになってきた。

この状況を改善するため、国は教育基本法を改正（平成 18 年）（※資料 1）して「行政から家庭への支援」の必要性を明記した。この法改正により、実態に適応した支援施策の検討が進められ、教育行政（文部科学省）と福祉行政（厚生労働省）が「親への教育支援と子どもの権利保護」の視点から行政の枠を超え、共同で「親と子どもへの支援（家庭支援）」施策の構築と実施を地方自治体に求めてきた。（※資料 2）

これを受けて高崎市は、平成 27 年に「子ども・子育て支援事業計画」（※資料 3）を策定し、教育と福祉が個々又は連携して親と子どもの支援に取り組んできた。

今回、高崎市が教育行政として家庭（親と子ども）への支援を進めるため、課題により適切に対応し、支援の対象となる保護者の期待に十分応えられる施策の構築に向けて、令和 3 年 9 月に教育委員会から下記の諮問を受けた。

〈諮問〉 「学び」を通じて親子が成長し、活躍できるための家庭支援の方策について

〈答申に向けての検討事項〉

社会教育委員会議ではこの諮問を受け、答申作成に向けて協議を開始し、全体会の協議を経て、小委員会を設置して原案作成を進めてきた。

今回、協議を進めるに当たり、支援の対象について検討を行った。今まで教育行政からの家庭教育支援は「子どもへの教育に第一義的責任を負う親」への支援であり、支援対象の家庭も子ども世帯の中で最も多かった「標準世帯」（※資料 4）であった。しかし、家族構成の多様化や生活状況の変化等により、「標準世帯」以外の家庭が多数を占めるようになり、「子どもを持つ全ての親への支援」を進めるには、教育の視点だけでなく、福祉の視点も十分に考慮した支援が必要となっている。この状況を真摯に受け止め、全ての「家庭＝親と子ども」を対象とし、福祉行政との連携を探る家庭支援について検討することにした。

また、諮問への理解と答申への基本的な考え方を共通理解するために、「学び」という言葉の定義について確認をした。諮問に示されている「学び」とは、一般的に理解されている「知識を得る」という学習ではなく、「人や地域とのつながり」の中で生み出されるものと捉えることにした。親と子どもが様々な人や地域とつながることが学びの機会となり、そこでそれぞれが成長し、自信と希望をもって地域社会で活躍できるようになると考える。

以上を踏まえ、協議を進めるに当たっては、下記の3項目を検討事項として設定し、教育行政関係者だけでなく、現状・課題等の提案・説明者として福祉部局の関係者にも出席していただき、支援の現状について説明を受ける機会を設けた。教育と福祉の職員とテーブルを一つにした今回の新たな協議方法は、福祉的な視点を考慮して答申を作成する上で有効な機会となった。

- ① 家庭（親と子ども）の現状と課題
- ② 行政が取り組んでいる支援施策の現状と課題
- ③ 具体的な施策の構築と継続的推進に向けて

なお、今回の諮問は新たな視点からの検討が求められ、福祉行政の支援施策に対する理解も十分なされた上で答申を作成する必要があるため、特別に4年（令和3～6年度）を協議期間に設定し直して、令和4年度末は上記検討事項の①・②及び③の概要について中間報告を作成した。

そして、令和5・6年度は新たな視点からの支援策を検討するため、具体的な支援を次の3点として、検討を継続してきた。

- ① 「求められる支援事業」
⇒これまでの事業の良さの確認、改善・新たな取組を検討
- ② 「事業実施の体制整備」
⇒福祉や地域・民間との協働・連携の視点での体制整備
- ③ 「事業推進人材育成」
⇒行政人材の育成、民間等人材の活用

3点からなる具体的な支援を検証する材料として、教育委員会事務局社会教育課で実施する家庭教育支援事業、教育機関である市立公民館の主催事業、そして市福祉部こども家庭課職員の助言を受けて、同課所管の「子育てなんでもセンター」、「児童館」が実施している各種事業の計7講座を視察した。視察後は参加した委員に報告書を提出してもらい、その結果を踏まえて具体的な支援3点について協議を重ねた。実際に視察を行ったことで、これまで実施されている各事業の良さや課題、福祉事業との連携の実態などが明らかになり、協議での内容を具体的に深めることができた。小委員会は全10回（令和3・4年度4回、令和5・6年度6回）、全体会は全13回（令和3・4年度7回、令和5・6年度6回）開催された。

本答申は4章から成るが、構成は以下のとおりである。

第1章 家庭（親と子ども）の現状と課題

第2章 今、高崎市が取り組んでいる支援施策の状況と課題

第3章 持続可能な新たな具体的施策の構築と推進

第4章 今求められる、新たな視点からの支援策

まず第1章で、支援を必要とする家庭（親と子ども）を取り巻く環境の現状を分析し、課題を考察する。続く第2章では、前章の現状と課題を受けて、今、高崎市が取り組んでいる教育行政と福祉行政のそれぞれの支援施策の状況について、今回実施した支援事業の視察結果を踏まえ、現状と課題を確認する。そして第3章では、今後、「親や子どもの想い」にしっかり寄り添う支援を継続的に進めるに当たっての具体的な施策（支援事業）を企画・実施するため、他の地域で実践されている先事例などから施策の新たな方向性を探る。第4章では前章の検討事項を踏まえて今求められている、新たな視点からの支援策、施策を推進するための体制構築、施策の実施を可能にするための核となる人材育成についての考え方を示す。最後にまとめとして委員からの提言を行った。

<参考資料>

※資料1 教育基本法改正（平成18年度） 第10条「家庭教育」

※資料2 平成21年「児童委員・主任児童委員の積極的な活用による児童健全育成及び家庭教育支援施策の推進について」

平成28年「生徒指導、家庭教育支援及び児童健全育成に係る取組の相互連携の推進について」

※資料3 市町村が5年を1期計画で、「地域における子ども・子育て支援事業等の円滑な実施に関する事項を定めた基本的理念や方針」を策定（こども家庭課資料）

※資料4 「標準世帯」：総務省統計局（旧総理府）が「夫婦と子ども2人の4人家族。ただし、夫は有業、妻は無業」の家庭を統計上の基準として設定

第1章 家庭（親と子ども）の現状と課題

1 家庭を取り巻く環境の変化

子どもが生きていくために必要な資質を学ぶ初めての場所が家庭である。そして、家庭において子どもの養育（教育）に当たるのが親であるとして、それぞれの家庭において自主性を尊重した教育が進められてきたが、平成の時代に入り、社会の進展や家族構成の変化、地域の人とのつながりの希薄化などを背景に、子育てに関する様々な問題が指摘されるようになった。（※資料5）この状況を受け、教育基本法が改正（※資料1）され、家庭における親の責任の明確化と共に行政からの積極的支援の必要性が指摘され、改善が図られてきた。

しかし、家庭（親と子ども）を取り巻く環境は、更に急速に変化し、解決すべき課題も多様化・複雑化している現状が指摘されている。（※資料6）

（1）子どものいる家庭（同じ境遇）の減少

社会経済の急激な変化により、若者の都市への集中と地方の過疎化が進み、子育て中の家庭を取り巻く環境が大きく変化している。以前は、家庭における子育ての基本は自らの親や祖父母から学び、受け継がれたものであったが、今の子育て家庭（特に母親）は自らが育ったまち（地域）とは異なるまちでの生活となっている人が多い。（約7割の母親＝厚生労働省調査）

この変化により、都市部でも、地方でも、同じ境遇の家庭（親と子ども）と日常的に気軽に交流し、楽しさや悩みを共有し、助け合うことが今まで以上に難しくなっている。

（2）生活環境の変化に伴う親の意識変化

生活基盤である地域においても、地域の応援者として子どもを守り、交流を通して親への支援を進めていた住民の高齢化が一層進み、支え合う交流機会が減少し、それぞれが孤立化してきている状況も顕著になっている。

同時に、同じ子育て世代のグループとして共有・共同のつながりを果たしてきた地域の子ども育成団体（子ども会育成会）、地域のスポーツや文化団体なども維持、継続が難しい状況になりつつある。

今まで人とのつながりは、「直接会い、話合い、共に活動する」ことで互いに理解を深められてきたが、近年は、スマートフォンなどIT機器を活用しての間接的つながりになってきたため、互いの距離に関係なく「情報の共有や必要事項の伝達」など生活の便利さが得られる反面、「想いを共有できるつながり」が難しくなり、心の不安定さを感じている親（保護者）の増大も顕著になってきている。（※資料7）

2 今日の家庭における新たな課題

社会や地域など家庭（親と子ども）を取り巻く環境の急激な変化と共に家族構成の変化（核家族化や少子化）により、子育てに関する意識の変化や家庭（親と子ども）が抱える課題も多様化し、現行の支援方策の更なる充実だけでなく、新たな支援施策の作成・実施が求められている。

(1) 家族構成の変化（1世帯当たりの子ども数の減少）

近年、若者の人生観の変化などで晩婚化したことも要因となって1世帯当たりの子どもの数が減少している。（※資料8）

※資料8 1世帯当たりの子どもの人数

(1人世帯：9%、2人世帯57.9%、4人以上：5.1%)

＜平成17年中央教育審議会答申資料＞



(1人世帯：49.3%、2人世帯：38.0%、3人以上：12.7%)

＜令和4年度国民生活基礎調査＝厚生労働省＝＞

子どもが成長する上で必要な資質は、家庭内における親からの学びである。同時に、兄弟姉妹の関係は、最も身近な異なる年齢の子ども同士が、同じ生活空間のもとで生活することにより、将来、家庭外の集団生活を送る上で必要な基礎的知識等を学べるが、少子化（特にひとりっ子）によって培われなくなり、集団生活に馴染めない子ども（集団不適応）が増加している。

(2) 家族構成の変化（共働きとひとり親家庭の増加）

近年、子育て世代の財政的負担の増加と共に就業に対する意識変革も伴って、家庭における夫婦の役割や子どもとの関わり方が今までにない変化を見せている。以前は、父親は働き手、母親は家事と子育てが標準的家庭であったが母親の負担が大きいとの指摘もあり、今は夫婦共に働き手であり、共に子育て役を担う家庭が多数を占めるようになっている。一方、夫婦共に仕事の関係で子どもと触れ合う時間の確保が難しい状況も指摘されている。

また、ひとり親家庭（特に母親）も増加している。親は経済的に困難な状況を克服し、同時に、子どもと触れ合う時間の確保に努めているが、時間的に難しい実態が見られ、他の家族と触れ合い、子育ての悩みや楽しさを共有する機会を確保することも難しい実態が指摘されている。

3 共に支え合う新たな動き（行政だけでなく、NPOや民間の支援活動）

今日、家族状況に関わりなく、全ての家庭が様々な新たな課題を抱えながらも前に進む努力をされているが、個々の努力だけでは解決できずに悩んで

いる親も多いのが実態である。その要因の一つに、頼れる支援の情報が入手できない、分からないとして一歩前に踏み出せない親が多いことが複数の機関での調査において明らかになっている。

この状況を受け、課題の分野、内容等に応じて教育や福祉等複数の行政機関がそれぞれ支援を進めており、それぞれの悩みや課題解決に成果を上げているが、支援を求めている全ての親や子どもに確実に届いているとは言えないのが実情である。

一方で、親や子どもが求める内容に応じた支援が、より身近な存在であるNPO、民間（団体、企業、サークル）の間で広がる状況が見られるようになってきた。「食事・居場所の提供」「活動や遊び場の提供」「気軽な相談窓口の設置」「親の交流機会の提供」などが挙げられる。

<「子ども食堂」「趣味サークル」や「家庭教育支援チーム」等々>

家庭（親と子ども）の悩みは多様で解決には多くの支援が必要とされるが行政機関だけでなく新たな民間の力とも連携した支援の動きが進むことを期待したい。（※資料9）

<参考資料>

- ※資料5 家庭の教育力の再生に関する調査<平成13年>
(国立教育政策研究所)
- ※資料6 家庭教育の総合的推進に関する調査研究
(家庭教育についての保護者へのアンケート調査)
<令和5年度(令和6年1月調査)>(文部科学省)
- ※資料7 「家庭教育の総合的推進に関する調査研究」
=家庭教育の充実に向けた保護者の意識に関する実態把握調査=
<令和2年度文部科学省(委託調査)>
- ※資料8 1世帯当たりの子どもの人数
<平成17年中央教育審議会答申資料>
<令和4年度国民生活基礎調査=厚生労働省=>
- ※資料9 「民間による家庭教育支援」に関する調査
=令和5年度 文部科学省=

第2章 今、高崎市が取り組んでいる支援施策の状況と課題

1 家庭状況の変化に対応した国の支援施策

(1) 教育行政（文部科学省）からの支援

地域とのつながりの希薄化や、親が身近な人から子育てを学び、助け合う機会の減少など、子育てや家庭教育を支える地域環境が大きく変化する中で、家庭における教育力の低下が指摘されるようになった。国はこの状況を改善するために、家庭の教育力の向上を目的とした「学びを通じた家庭教育支援」事業の推進を地方自治体に求め、以後、状況の変化に柔軟に対応しながら多くの地方自治体で支援事業が進められている。

(2) 教育行政と福祉行政の枠を超えた子ども家庭支援事業

核家族化や少子化により支援を必要とする「家庭」の状況が多様化し、異なる個々の事情を抱えた家庭への支援が必要になってきたことを受け、国は就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に行い、地域における子育て支援を行う認定こども園を創設するなど、教育行政（文部科学省）と福祉行政（厚生労働省）の枠を超えた子ども家庭支援（親と子どもへの支援）を開始した。これに基づいて、地方自治体は教育と福祉の枠を超え、「親と子どもへの支援事業」を進めてきた。

高崎市では、平成27年度に「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、福祉行政においても、多様なニーズに応じて、親の学びの場や情報提供など、従来であれば教育行政で提供してきた支援事業にも取り組んでいる。

2 高崎市が進めてきた支援施策

教育行政と福祉行政の枠を超え、共同で協議を進めるため、福祉行政の職員に社会教育委員会議の話し合いの場に入ってもらい、福祉行政が実施している子ども・子育て支援事業について説明を受け、共通理解した。次に教育行政が進めている家庭教育支援事業を教育施策の面から「何が不足しているのか」「何が課題なのか」を明らかにするため、社会教育委員が分かれて社会教育施設の中央公民館（2講座）、市民活動センター・ソシアス、六郷公民館（2講座）と福祉施設の高崎市子育てなんでもセンター、榛名児童館の施設を視察した。（※資料10）（※資料11）

(1) 教育行政が推進している家庭教育支援事業

社会教育課では、家庭教育について考える機会の提供として、親子で参加できる子育て講座、支援者の育成、保護者のスキルアップのための講座や若

い世代の子育て体験講座、小学校の就学時健康診断の機会を活用した子育て講座などを開催している。また、0～2歳児の保護者等を対象に子育てサークルや団体、市内の子育て支援施設等の情報を伝える情報紙（すくいぐ）を作成・配布し、生涯学習情報サイト（まなびネットたかさき）に掲載している。社会教育課以外でも、公民館主催による「子育て支援事業」や校区の学童クラブとは別に、公民館が子育て支援事業として遊び場開放に取り組んでいるところもある。今までの公民館事業では、参加者の満足度は高く、高評価である。しかし、参加者が少ないことが課題である。理由として、情報発信力が弱いこと、託児サポートが不足していることなどが挙げられる。

(2) 福祉行政（こども家庭課）が進めている支援事業

福祉部局（こども家庭課）においても「個々の求めに応じた生活援助」に加え、児童福祉向上の視点から教育的支援も加味した「地域子ども・子育て支援事業」を展開している。高崎市子育てなんでもセンターでは、子育て支援、就労支援、託児など、子育て中の人や妊婦が様々な相談や必要な支援を実施、親の学びの提供も行っている。榛名児童館は、高崎市榛名福祉会館の建物内にあり、榛名図書館などが入っている民間が管理運営する複合施設である。榛名児童館では、子ども支援講座（ベビービクス・親子体操）・親支援講座（ママさんストレッチ）を開催、講座終了後、親から様々な相談を受けている。また、希望制（有料）で「親子クラブ」を組織、ぶどう狩りなどを実施し、交流の場が提供されている。

2 施設に共通していることは、子どもの「遊び場」「子育て悩み相談」「親子の学びの提供」など、施設の中に複数の学びのサービスがあり、選択できることである。また、子どもを十分遊ばせてから子育て講座を受けるなど、主目的を遊びにおいて手軽に参加する親もいる。このように、福祉行政からも「地域子ども・子育て支援事業」を通じて親と子どもに寄り添うサービスが展開されている。

3 実施されている支援施策の課題

(1) 「学ぶ気持ちはあるが参加できない親」への対応

行政が実施している支援事業（講座）に参加できている人数は、支援対象から考えると少数かつ限定的であり、事業実施後のアンケートにおける参加者の評価は良好だが、多くは「学ぶ意欲を持ち、参加できる親」からの評価である。

一方で、支援が必要にもかかわらず、個人の事情で参加できない「学ぶ気持ちはあるが参加できない親」が多数いる現状を考えると、参加を可能にする仕組みづくりや支援を届ける工夫などの事業改善や福祉行政のサポート、

情報交換などが求められる。また、全ての親を対象とした就学時健康診断の機会を活用した子育て講座が実施されていることは高く評価できるが、講座後の個別の相談対応が難しいことなど、改善が必要である。

(2) 多様な求めに適切に応じられる支援体制

教育部局（社会教育課・公民館）と福祉部局（こども家庭課）共に、社会教育講師などの人的リソースや情報発信サイト（まなびネットたかさき、ちやいたか）などを共有、相互利用しながら、それぞれの事業を実施している。しかし、訪問型家庭教育支援事業（「家庭教育支援チームの設立」）やSNS利用促進など、国が自治体に求めている教育と福祉が連携し一体的な支援に取り組むことについては、人材的にも体制的にも支援を求める親と子どもの想いに十分応えているとは言えない状況である。

この課題を打開する方策として、持続可能な仕組みづくりが求められる。その事例として、久留馬公民館では公民館主事がデジタル技術を活用し遠距離にある他の公民館（2カ所）の会場をインターネットでつなぎ、オンラインでの音楽会を開催している。日常的には交流が難しい人たちが、身近な場所で同じ行事に参加できる「届けられる」事業である。

しかし、課題もある。事業を担当する主人材が異動すると同じサービスが提供できなくなることである。その打開策として、近隣の公民館主事等にノウハウを伝え、人材を育てておくことが重要である。久留馬公民館の主事は異動した先の他の公民館においても、デジタル技術を活かした同じサービスを推進し、「技術を理解した主事を増やす」ことで事業を確実に広げることができる。このように、新たな事業の実施を可能にするには、多様な人材の育成・配置が必要である。

(3) 支援を求める親に寄り添う支援

育児に取り組む親の孤立が指摘される中、子育て中の親が育児に対し安心感と自信を持ち、親としての役割を發揮できるよう支援していくことが求められている。こども家庭庁のアンケート調査「子育てに対してどんな支援があると良いですか」によると、親に対する支援では、「気軽に相談ができる場所をつくる」「こどもを預けられる場所を増やす」の意見が多い。また、子どもに対する支援では、「安心して過ごしたり遊んだりできる場所を増やす」「子どもの意見を聞く機会を増やす」の意見が多い。（※資料12）

以上の結果から、親が求めている支援は、気軽に相談できて、子どもを預けられる場所を増やしてほしいという積極的な意見である。子どもに対する支援は、安心して遊べる場所（居場所）である。そのためにも、支援を求める親の声に耳を傾け、寄り添う支援が必要である。

国は、子育て中の親を支援する新たな制度「こども誰でも通園制度」を「こども未来戦略方針」として打ち出した。（※資料13）

この方針を受け、高崎市では令和6年度より園を利用していない6ヶ月から3歳未満の子どもを対象に保護者の就労の有無に関わらず、一定時間子どもを保育所・認定こども園に預けられる「こども誰でも通園事業」を開始した。親と子どもに寄り添う事業が期待できる取組である。

<参考資料>

※資料10 視察の概要（添付資料）

※資料11 視察報告まとめ（添付資料）

※資料12 「4班 地域子育て支援、家庭教育支援について」に関する調査
＝こども家庭庁＝

※資料13 「こども未来戦略方針」（2023年6月）

「子どもの成長発達の促進」「保護者の育児不安の解消、育児負担の軽減」を目指す事業（事業実施は2026年度より）

第3章 持続可能な新たな具体的施策の構築と推進

1 参加を促す支援から、寄り添う支援へ

(1) 教育行政の取組

社会教育の支援事業は、社会教育法第5条において「学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供」等を行うこととしている。これは、親の「学びたい」という動機に対応する教育的支援（学びの支援）である。高崎市が実施している支援事業も、公民館などの教育施設や児童館などの福祉施設を会場に「多様な学びの機会」を設定し、希望して「参加した親」に支援を提供している。前章までで述べたように、参加した親の満足度は高く、内容に関する評価も高い一方、従来から参加者が増えないという課題を抱えてきた。参加者が増えない要因は様々であるが、その中には「興味はあるが参加が難しい」という、行政の働きかけ次第で支援できる可能性がある家庭も存在する。具体的には、支援事業に関する情報が行き届かなかつたり、情報が届いても参加する条件が整わなかつたりするなどの理由により、支援を受けられないケースへの対応である。

(2) 福祉行政の取組

福祉行政が進めている支援の方法は、子どもの年齢に応じた健康診断時等の際に相談対応するとともに、親や子どもの個々の実情に応じて個別に相談者（支援を求める親や子ども）まで出向く形を取っている。また、民生委員・児童委員制度があり、それぞれが担当する区域において住民の生活上の様々な相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」として活動している。特に、行政の「積極的な支援が必要と思われる家庭」は参加を促す支援ではなく、個々の家庭へ訪問するような「寄り添う」支援が行われている。

(3) 寄り添う支援へ

教育行政も福祉行政もそれぞれの目的や任務に基づいて支援を行っているが、昨今の多様化・複雑化した家庭環境の中で、従来の支援方法では行き届かない状況が生まれてきている。本答申に当たり視察を実施した結果、実際に支援を行っている「現場」では、既に教育行政と福祉行政の事業が垣根を越えて、福祉行政が親への学びを提供する場を設ける事例も確認できた。このように現場では行き届かない支援をどうにか届けようという動きが生まれている。各々の現場だけでなく、全体が円滑に連携できるよう、行政として部局間や各機関との連携体制を明確化していくべきである。

教育行政と福祉行政が垣根を越えて、従来基準としてきた「標準家庭」というモデルに「参加を促す」支援から、「興味はあるが参加が難しい家庭」や

「積極的に支援が必要と思われる家庭」にも、教育的・福祉的な支援を提供するため、全家庭へ向けた「寄り添う」支援が必要である。また、ここで言う「寄り添う」支援とは、訪問する取組だけでなく、より広義に捉えている。気軽に相談できる場、居場所を提供することなども含め、様々な選択肢を用意することでそれぞれの家庭にあった支援ができる体制を推進したいと考える。

2 対象家庭に関わる全ての機関が一体となった支援事業の実施へ

(1) 教育と福祉の連携に関する先行事例

現在、全国の先行事例として訪問型家庭教育支援、アウトリーチ型家庭教育支援と呼ばれる制度が社会教育委員会議における研修などで度々紹介されている。例えば、教育行政の管轄である文部科学省が発行している「訪問型家庭教育支援の関係者のための手引き（家庭教育支援手法等に関する検討委員会監修、平成28年3月）」（※資料14）では、訪問型家庭教育支援の目的や必要性が記載されており、「訪問型家庭教育支援チーム」の定義を「子育て経験者、スクールソーシャルワーカー、教員OB、民生委員、児童委員、保健師、臨床心理士、社会福祉士、保護司等の地域の様々な人材や専門家で構成され、保護者への学びの場の提供や、地域における親子の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の業務を行う任意の組織のこと」としている。また、行政主導による訪問型家庭教育支援チームの先行事例として和歌山県湯浅町の取組が紹介されている。湯浅町では訪問型家庭教育支援を進めるために「家庭教育支援充実事業実施要項」を策定し、取りまとめ役を担う運営協議会の設置や支援チームの構成、活動内容を取り決めている。行政の役割は、上記先行事例のように、事業の実施要項を定め、様々な人材や機関が一体となった協働体制の整備にあると考える。

(2) 家庭支援の連携に関する群馬県の取組

群馬県でも「ぐんまの家庭教育応援条例」（※資料15）が制定されている。これは、県内各地で展開されている地域住民・NPO等主導による「訪問型家庭教育支援チーム」への支援や、福祉との連携だけでなく民間とも協働した家庭教育支援を目指している。家庭教育支援チームに登録し、かつアウトリーチ型家庭教育支援の実施も行っているNPO団体の中には高崎市を拠点としている団体も既にある。民間の団体は、それぞれの事業目的により教育的な活動や福祉的な活動など、様々な取組を行っている。

国が行政の垣根を超え、こどもまんなかの理念で「こども家庭庁」を設立し、群馬県でも上記のような取組を進めている。高崎市がこの国や県が目指す連携体制を積極的に進めていくことで、より現実的に実行力をもって実施

できると考える。教育、福祉行政が家庭（親と子ども）支援という同じ目的をもって連携し、家庭教育支援の充実を図るための実施要項を策定することで、既に活動しているNPOや民間支援者ともワンテーブルで協働できる環境づくりが望まれる。

3 施策の実施を可能にする多様な人材の育成・配置

支援を求める親と子どもの状況は多様である。「乳幼児」「児童期」「少年期」等対象の子ども年齢も様々で、その時々課題も変化し、複雑になっていく。課題に適した支援を行うには、それぞれの時期に対応できる人材が必要である。「学びを中心とする支援」では、社会教育課、公民館の社会教育主事や公民館主事、指導員等が担い、「相談対応に関する支援」では民生委員・主任児童委員・相談員・子育てサポーター等が事業を企画・実施している。しかし、国の調査では支援事業を進める上での課題事項として、担当する職員をはじめ必要な人材が不足していることが報告されている。また、行政や機関に属する者だけでなく、民間で教育や福祉の支援をしている人材も重要である。例えば、「食事・居場所の提供」「活動や遊び場の提供」「気軽な相談窓口や親の交流機会を提供」しているNPOや企業、サークルや各種団体の人材である。

行政の各組織だけでなく、民間を含めた家庭（親と子ども）支援に携わる様々な組織において、人材の確保や計画的な人材育成が必要である。前項に掲げた家庭教育支援チーム等を支援し、寄り添う支援のための実施要項等を定め、協議会等を設ける場合には、豊かな知識や先行事例等を学ぶための研修を受講している社会教育主事や社会教育士のような人材を増やしていくことが望ましい。家庭支援の現場でリーダーシップを発揮できる人材を育成するためには、民間を含めた家庭支援について学びたい人材に向けた研修機会や、それぞれの団体や機関が連携できる場の提供を行うなど、育成環境を整備する必要もあるだろう。それぞれの組織が連携するためには、組織と組織をつなげるための人が必要であり、連携を実現させるために最重要な課題は「人材の配置」である。

地域社会の希薄化は、高崎市だけでなく日本全体の問題であり、従来地域社会の仕組みに戻すということは困難である。しかし、地域を守りたい、家庭を支援したいと活動している人たちは各地にいる。このような考えや取り組みをしている人材を支援し、行政や同じ志をもって活動している個人や組織が連携し、「地域での協働活動を可能にする仕組みづくり」もまた行政に求められることであると考えられる。

<参考資料>

- ※資料 14 「訪問型家庭教育支援の関係者のための手引き」
(家庭教育支援手法等に関する検討委員会監修、平成 28 年 3 月)
- ※資料 15 「ぐんまの家庭教育応援条例」(施行日 平成 28 年 4 月 1 日)

第4章 今求められる、新たな視点からの支援策

1 今求められている新たな支援

前章までで述べたように、近年、教育的支援（学びの支援）の対象であった「標準世帯（家庭）」が減少し、社会の変化と共に家族構成や家庭の事情も多様化する中で、個々の求めに適切に応じた支援の必要性が指摘されてきた。

全ての親と子どもへの支援を適切に行うために、国が行政の壁を超えた「こども家庭庁」を設立したように、市も行政間の枠を超えて「教育と福祉が連携した支援事業」の実施が望まれる。

(1) 「教育」が中心の支援事業から「寄り添う支援」としての教育と福祉の連携・協働支援事業

現在、教育的視点からの支援事業として、社会教育課や公民館などにおいて「家庭教育支援事業」が実施され、参加者から良い評価が得られている一方で、対象者数からみた参加人数の少なさや参加の想いはあっても参加できない親への働きかけが十分でないとの指摘もある。

今、家庭（親と子ども）から「求められている支援」には、「個別の相談」や「いつでも、どこでも対応」のように、親と子どもに寄り添う支援が求められている。その求めに適切に応じるには、「今までの家庭教育支援事業の更なる充実」と共に、教育と福祉が現在実施している支援事業の情報を共有し、互いの良さを活かすことで、より多くの親子に支援を届けられる「連携・協働の支援事業」の推進が必要である。

(2) 興味はあるが「参加が難しい人」に「参加を促す」から「より身近に届ける」支援事業

参加を望んでいても参加していない親の理由に、「情報入手の方法がわからない」「情報が得られても会場地が遠くて行けない」が多い。また、仕事や子育てに忙しく、わざわざ時間を作って遠い会場まで行き事業に参加する余裕がない親もいる。

この状況への対応方策として、以下の支援事業の実施を提案したい。

- ① 様々な媒体を活用して、「教育と福祉共同の情報発信」
- ② 教育・福祉の中心施設と地域の基幹施設に親子がいつでも利用可能な遊び場を設置し、その利用者を対象とした「身近な会場で気軽に参加できる支援事業」
- ③ 特定の会場だけで一つの支援事業を実施するのではなく、どの地域の親でも同じ内容の支援事業に参加し、直接対話・交流ができる「地域施設巡回型支援事業」

(3) 参加が「親の役目」でなく「子育ての楽しみ」が感じられる支援事業

少子化に加え、生活環境の変化により親が孤立し、子育てに悩む親への支援が必要となっている。様々な支援事業は、人とのつながりを作るきっかけとして重要な役割を果たすと考える。親同士として子育ての悩みや想いを共有できる友達を作る機会、アドバイスをもらえる専門家とつながる機会となり得る。このようなつながりを作ることで、親たちは自信や希望を持ち、子育てをできるようになり、子育てを楽しむことができるようになると思う。そして、ここでのつながりが地域でのつながりに発展していくのではないかと期待する。

実際に視察した中でも人とのつながりのきっかけとなる支援事業が多く見られたが、親と子どもへの重要な支援として以下の支援事業を提案したい。

- ① 座って話を聞くだけではなく、参加者が何かを実践する、自分の考えや想いを伝え合える「参加型の支援事業」
- ② 初めての出会いから友達づくりやつながりが期待できる「交流のきっかけとなる支援事業」

2 施策を推進するための体制の構築

(1) 社会教育行政単独から福祉行政との連携・協働へ

今回の答申作成にあたり、答申作成委員会（小委員会）では、「社会教育課主管の支援事業」に加え、「福祉行政（こども家庭課）主管の支援事業」を視察した。各委員の報告書には福祉部局単独の事業であっても「福祉的支援」と「教育的支援」が同時に内包されていることに新鮮な感想を持ったことなどが記載されており、今後、親と子どもへの支援を「新たな寄り添う支援」として進めるには、企画立案段階から協働が必要と実感した。

現在、社会教育課の家庭教育支援を検討する委員会として「家庭教育推進協議会」が設置されているが、構成委員には福祉関係の専門員もいる状況を活かし、「事業内容や情報発信など」の改善などを行う「新たな協働体制の整備」を期待したい。

(2) 様々な分野の人材を活用するための核となる体制づくりを

地域における親と子どもへの支援は、「安心・安全（見回り、訪問、防災）」「文化・スポーツ活動」「伝統文化や交流行事」等多くの支援者が存在し、様々な側面から支援活動を行っている。地域の組織・団体として協働体制が取られている。しかし、対象は地域の子ども育成団体（子ども会育成会）加入が可能な年齢の子どもとその親であり、子どもが乳幼児の親と子どもへの支援は課題が多い。特に乳幼児をもつ親と子どもへの支援体制の構築が必要と考える。その体制の核としての役割を、公民館主事、社会教育主事や社会教育

士などの社会教育関係の専門員に期待したい。支援事業の企画・運営の必要に応じて、地域の自治会（区長）、育成団体（子ども育成会役員）、文化・スポーツ団体（指導者）、家庭訪問支援員（民生委員・母子等健康推進員）などとワンテーブル会議の開催を希望する。公民館主事や社会教育関係の専門員が核となり、互いの実情を理解し合える指導者などの人材が、互いの活動を理解し、協力し合える関係が構築されることを期待する。

（3）民間との情報共有で、支援事業の連携を

行政だけでなくNPO、民間（団体、企業）においても家庭支援への活発な取り組みがされるようになってきた。その趣旨（特徴）は、「親の悩みに共感し、一緒に楽しもう」の考え方が感じられる。自主的に運営されている民間団体などとの協働は課題も大きい、「支援を求めている家庭（親と子ども）」への想いは共通している。互いの良さを認め合い、互いの活動を応援し合える情報共有の働きかけを、行政から進めて行くことが必要である。

そのために民間の力を活用し、以下の連携した支援を行うことを提案したい。

- ① 子どもの居場所（食堂・遊び場）づくりの活動情報の共有・発信
- ② 民間との協働事業や指導者の相互活用の推進
- ③ 民間の新たな家庭教育支援チームとの連携

3 施策の実施を可能にする人材の育成

（1）変化に対応した支援事業や多様な分野との協働・連携を推進する人材育成

社会や個々の家庭状況の急速な変化により、支援事業を推進する上で、今までにない様々な新たな課題が発生している。新たな課題対応には、これまでの経験を生かした支援事業の推進が図れる教育や福祉の行政人材が必要であり、要望に対応するには更に多くの人材を計画的に育成していく必要がある。

特に、教育分野の社会教育主事・社会教育士は自らの企画立案に加え、福祉分野の社会福祉士をはじめ、関係機関・団体や個人との連携・協働（つながり）を可能にする重要な役割を果たす人材であることを鑑みて育成し、その能力が発揮できるように配置されることを願う。そのことが、持続可能な支援事業を推進することにつながると考える。

（2）地域や民間で活動する新たな「家庭（親と子ども）支援」人材の育成

地域や民間では、福祉行政が設置・運営している子育て支援センターと同様に、利用者の要望に配慮した支援活動が数多く進められており、そこには必ず中心的な役割を果たしている人材が存在している。（図書館・児童館などの図書ボランティア、託児ボランティア、地域の民生委員・児童委員、母子

等健康推進員、放課後活動支援ボランティア、食事・遊び場ボランティア等々)
共通する支援内容の団体が情報共有のもと、連携活動を進めているが、その情報を行政も共有し、支援の輪を広げられる「子育て支援人材のつながり支援」と共に「人材育成」に向けての援助が着実に広がることを期待したい。

まとめと提言

高崎市社会教育委員会議（令和3・4・5・6年度）は、諮問『学び』を通じて親子が成長し、活躍できるための家庭支援の方策について」以下の通り提言する。

- (1) 福祉的視点にも配慮した「家庭教育支援」へ
 - 家庭（親と子ども）の現状を踏まえ、福祉的視点にも配慮した「家庭教育支援事業」の推進
- (2) 「参加を促す支援」から、より身近に届ける「寄り添う家庭教育支援」へ
 - 市の中心施設で開催する支援事業へ参加を促すだけでなく、地域にある多様な施設を活用して、より気軽に参加できるなど、届ける形の「寄り添う家庭教育支援事業」の推進
- (3) 家庭（親と子ども）の身近な場所で、多様な支援を行う「家庭教育支援チーム」の構築と拡大への積極的支援
 - 教育行政と福祉行政の連携・協働だけでなく、子育てや家庭教育を応援している「家庭教育支援チーム」とも連携した官民協働の支援事業の推進
- (4) 教育行政と福祉行政が連携・協働し、より多様な方法を活用した支援情報の発信
 - 広報紙や市のホームページからの情報発信だけでなく、活用が拡大しているSNSなど、より多様な媒体を活用した支援情報の発信
- (5) 新たな視点での家庭教育支援を実践する上で必要な人材の育成・配置
 - 福祉行政との連携・協働体制の確立や地域で家庭（親と子ども）支援に取り組んでいるNPOや民間との連携が期待できる社会教育主事・社会教育士や公民館主事などの計画的な育成・配置

添付資料

- ・ 視察の概要
- ・ 視察報告まとめ
- ・ 令和3・4年度高崎市社会教育委員会議開催経過
- ・ 令和5・6年度高崎市社会教育委員会議開催経過
- ・ 令和3年度社会教育委員名簿
- ・ 令和4年度社会教育委員名簿
- ・ 令和5年度社会教育委員名簿
- ・ 令和6年度社会教育委員名簿

視察の概要

実施期間 令和5年11月24日～令和6年3月10日

視察者 高崎市社会教育委員のうち小委員会委員8名

視察目的 答申作成にあたり、新たな視点からの支援施策を検討するため、教育行政が実施している家庭教育支援事業に加えて、福祉行政が進めている子育て支援事業の現状を視察し、成果と課題など理解を深める。

視察方法 上記期間に開催された支援事業（講座）へ、小委員が個々又は少人数で視察する。
なお、視察は見学のみとし、担当者に質問等の対応は求めない。

視察先

No.	担当部署	開催日時	講座名	講師	会場
1	教育部 社会教育課	令和5年 11月24日（金）	子育てスキルアップ講座2 「こどもがいる暮らしの中で」	高崎市こども発達支援センター 主任心理士、公認心理士	中央公民館 (集会ホール)
2	教育部 社会教育課	令和6年 1月27日（土）	幼児期子育て講座2 「子どもと作る 手作りおもちゃ」	高崎市家庭教育推進協議会委員、高崎市社会教育講師、NPO 法人日本子育てアドバイザー協会講師	市民活動センター・ ソシアス(活動室)
3	教育部 社会教育課	令和6年 1月29日（月）	子育て支援スキルアップ講座2 「子どもの理解と支援～子どもたちから教えてもらったこと～」	群馬大学共同教育学部特別支援 教育講座客員教授、群馬県言語 聴覚士会理事	中央公民館 (集会ホール)
4	福祉部 こども家庭課	令和6年 2月16日（金）	ちゃぶだいトーク 第5回家族の相互作用「男女の脳 とすれちがい」	教育相談員	子育てなんでもセン ター(ラウンジ)
5	六郷地区 民生児童委員	令和6年 2月20日（火）	にこにこママサロン 「親子でゆったり遊ぼう」	区長、民生委員児童委員 等、地域の人が協力	六郷公民館
6	児童館	令和6年 2月29日（木）	ベビーピクス	高崎市社会教育講師	榛名児童館 (幼児用遊戯室)
7	公民館	令和6年 3月10日（日）	パパとの時間 ベビーマッサージ &ベビースキンケア	高崎市社会教育講師	六郷公民館 (図書室)

視察報告まとめ

～委員から出された主な意見～

①参加人数について（募集定員に満たない講座が多い）

（考えられる要因）

- ・ 講座の設定曜日、時間が合わない。
- ・ 会場まで距離がある。
- ・ 講座が知られていない。情報提供に問題があるのでは。

（提案）⇒福祉との連携を高めて、多方面からの情報提供をすべき。

子育てに悩む保護者が学べるよう参加を促す工夫が必要

- ・ 具体的には、児童館、児童センター、子育てなんでもセンターのプレイルームや託児ルームでの声掛け、チラシ配布。保育園、幼稚園、小学校、学童にもチラシを配布。児童館、保健センターの健診時に声掛けやチラシ配布をその都度行い、ただ配布するのではなく、その良さを丁寧に伝え、参加を促す。
- ・ 参加できない事情を持った家庭に対しては、アウトリーチ的な手法（需要のある地域に出張）があると良い。
- ・ 車を利用しなくても参加できるよう各地域でこまめに実施する手立てが必要。
- ・ SNSや広報で育児に関する講座が広く宣伝されているが、参加者が少なく残念。年度当初に、定期的に開催される年間計画一覧表を幅広く予告する。例えば、子育てに関する講座は毎月第何週に開催されるなど（リズム）を知らせる。奇数月は何々、偶数月は何々など。

☆公民館主催講座（六郷公民館）「パパとの時間 ベビーマッサージ&ベビースキンケア」は、募集6組がすぐ埋まったとのこと。報告者が、参加者に確認したところ、リピーターが4組、回覧板で講座を知り申込みをした方が2組。講座の最後に、公民館主事より、令和6年度六郷公民館開催の年間行事予定一覧の周知があり、参加を呼び掛けていた様子。

②受講者への配慮があると良い

- ・ 託児スタッフの確保、育成。
- ・ 職員や講師が抱っこしたり、他の参加者があやしたり対応していたが、託児スタッフが居ると良い。
- ・ 参加した親同士の情報交換や励まし合いの時間が取れると良い。
- ・ 託児スタッフが確保されていることが事前に周知されていれば、参加できる方が増えるのでは。

③教育行政が主催する講座に関する報告・意見

- ・講座への参加で、学びを通じた初めての出会いの中でも、幼児のあやし交流が行われており、新たな交流の始まり（友達づくり・つながりづくり）が期待できる。
- ・こどもが通う同園ではない参加者がほとんどで、交流の新たな一步を踏み出していた。一方で、「学びの機会」により多くの親が参加しなければ、新たな交流の輪を広げることが出来ない。今後、誰と、何処と、どのように連携・協働していくか、事業成果に向けて新たな一步を踏み出すことが必要。

④福祉行政が主催する講座に関する報告・意見

- ・ちゃぶだいトークは、ちゃぶ台を囲って話しましょう、という趣旨のため、少人数だからこそその良さがある。講師が参加者に質問し、対話を行う場面があった。逆に参加できる人数が少数に限定される点もったいない。実施回数を増やす等の工夫があると良い。
- ・ちゃぶだいトークの講座のテーマ「家族の相互作用 男女の脳とすれちがい」は、子育てしている親への教育、すなわち保育ではなく、社会教育の分野だ。子育てなんでもセンターでは、子育て支援にとって何が必要かを考えた際に、保育や教育という縛りを作らず、自発的に保育と教育が融合した取組みをしている。親にとって、子育てに保育と教育の壁が無いことについて、現場でも同じ考えで対応されているからではないか。ここに社会教育が「連携」することで、より良い子育て支援が行えるのでは。例えば、公民館で実施している社会教育講師等による子育て講座を子育てなんでもセンターの「ラウンジ」で実施することや、公民館で実施されている講座や、すでに実施された講座等を「ラウンジ」で上映、Zoomで受講する取組みが考えられる。
- ・親は学びを目的に公民館へ通うという選択よりも、子どもが遊ぶために児童館やプレイルームに通うという選択をすることが多い。子育てなんでもセンターは、子どもが遊ぶことを通じて、親の交流が生まれ、教育相談員との会話や講座を通じて、学びの提供を受けることが出来る点が良い。
- ・「子育て支援・家庭教育支援」に関する児童館主催講座（ベビービクス・ママさんストレッチ・親子体操など）を継続的に受講することにより、子育てに自信が持てるようになると思う。そして、その良さを友人や知人等に知らせることで受講者の広がりが期待できる。

令和3・4年度高崎市社会教育委員会議開催経過

月 日	会 議 名	内 容
令和3年 7月5日(月)	第1回全体会	① 委員に委嘱状を交付 ② 議長及び副議長の選出 ③ 社会教育委員について ④ 任期中の活動について
9月	第2回全体会 (書面開催)	① 諮問について ② 意見交換
11月29日(月)	第3回全体会	① 諮問について意見交換 ② 小委員会の設置
令和4年 3月16日(水)	第1回小委員会	① 諮問検討 ② 答申作成のスケジュール
4月	第4回全体会 (書面開催)	① 第1回小委員会報告 ② 諮問検討
6月8日(水)	第2回小委員会	① 諮問検討 ② 答申作成のスケジュール
7月7日(木)	第5回全体会	① 副議長の選出 ② 第2回小委員会報告 ③ 意見交換
9月28日(水)	第3回小委員会	① 高崎市の家庭教育支援施策について ② 答申作成のスケジュール
11月22日(火)	第6回全体会	① 第3回小委員会報告 ② 意見交換
令和5年 2月6日(月)	第4回小委員会	① 中間報告(案)について ② 意見交換
3月13日(月)	第7回全体会	① 第4回小委員会報告 ② 中間報告(案)について

令和5・6年度高崎市社会教育委員会議開催経過

月 日	会 議 名	内 容
令和5年 7月6日(木)	第1回全体会	① 委員に委嘱状を交付 ② 議長及び副議長の選出 ③ 社会教育委員について ④ 任期中の活動について
9月29日(金)	第2回全体会	① 小委員会の設置 ② 意見交換
11月8日(木)	第1回小委員会	① 答申へ向けた支援策の検討 ② 小委員会のスケジュールについて
令和6年 1月24日(水)	第2回小委員会	① 視察先と答申作成資料の検討 ② 今後のスケジュール
3月12日(火)	第3回全体会	① 第2回小委員会の報告 ② 答申作成に向けた意見交換 ③ 令和6年度答申スケジュールについて ④ 高崎市社会教育関係団体の登録について
5月22日(水)	第3回小委員会	① 視察についての経過報告 ② 事例発表資料の作成について
7月1日(月)	第4回全体会	① 副議長の選出 ② 昨年度までの経過及び第3回小委員会の報告 ③ 意見交換
9月20日(金)	第4回小委員会	① 答申作成に向けて ② 「西部地区社会教育研究集会」および「群馬県社会教育研究大会」の発表に向けて
10月30日(水)	第5回小委員会	① 答申作成に向けて
11月27日(水)	第5回全体会	① 小委員会の報告 ② 答申(案)の検討
令和7年 1月22日(水)	第6回小委員会	① 答申作成について
3月11日(火)	第6回全体会	① 小委員会の報告について ② 答申(案)について

令和3年度 高崎市社会教育委員名簿

第1号委員（学校教育の関係者）

No.	氏名	推薦団体・役職等
1	伊藤 洋一	高崎市中学校長会（高崎市立群馬中央中学校長）

第2号委員（社会教育の関係者）

No.	氏名	推薦団体・役職等
2	潮田 美代子	高崎市地区婦人会連合会書記
3	高井 俊一郎	高崎市PTA連合会常任理事
4	小杉 鷹司	高崎市スポーツ協会副会長
5	中村 尚雄	高崎市文化協会理事

第3号委員（家庭教育の向上に資する活動を行う者）

No.	氏名	推薦団体・役職等
6	林 いずみ	高崎市家庭教育推進協議会会長

第4号委員（学識経験のある者）

No.	氏名	推薦団体・役職等
7	林 恒徳	高崎市議会教育福祉常任委員長
8	齊藤 洋一	高崎市区长会副会長
9	落合 みどり	ガールスカウト日本連盟 트레이ナー
10	志村 隆雄	元東京福祉大学非常勤講師
11	岩下 尚義	税理士
12	今井 邦枝	高崎健康福祉大学教授
13	小池 美千子	倉渕地区選出委員
14	川浦 俊一	箕郷地区選出委員
15	結城 裕子	群馬地区選出委員
16	佐藤 眞喜子	新町地区選出委員
17	廣瀬 幸夫	榛名地区選出委員
18	古井戸 寿郎	吉井地区選出委員

第5号委員（公募した市民）

No.	氏名	推薦団体・役職等
19	左右田 悦子	公募市民
20	立見 友孝	公募市民

令和4年度 高崎市社会教育委員名簿

第1号委員（学校教育の関係者）

No.	氏名	推薦団体・役職等
1	伊藤 洋一	高崎市中学校長会（高崎市立寺尾中学校長）

第2号委員（社会教育の関係者）

No.	氏名	推薦団体・役職等
2	清水 昭子	高崎市地区婦人会連合会書記
3	田邊 郁也	高崎市PTA連合会会長
4	小杉 鷹司	高崎市スポーツ協会副会長
5	中村 尚雄	高崎市文化協会理事

第3号委員（家庭教育の向上に資する活動を行う者）

No.	氏名	推薦団体・役職等
6	林 いずみ	高崎市家庭教育推進協議会会長

第4号委員（学識経験のある者）

No.	氏名	推薦団体・役職等
7	大竹 隆一	高崎市議会教育福祉常任委員長
8	野矢 洋一	高崎市区长会副会長
9	落合 みどり	ガールスカウト日本連盟 트레이ナー
10	志村 隆雄	元東京福祉大学非常勤講師
11	岩下 尚義	税理士
12	今井 邦枝	高崎健康福祉大学教授
13	小池 美千子	倉渕地区選出委員
14	川浦 俊一	箕郷地区選出委員
15	結城 裕子	群馬地区選出委員
16	佐藤 眞喜子	新町地区選出委員
17	廣瀬 幸夫	榛名地区選出委員
18	古井戸 寿郎	吉井地区選出委員

第5号委員（公募した市民）

No.	氏名	推薦団体・役職等
19	左右田 悦子	公募市民
20	立見 友孝	公募市民

令和5年度 高崎市社会教育委員名簿

第1号委員（学校教育の関係者）

No.	氏名	推薦団体・役職等
1	上原 裕道	高崎市中学校長会（高崎市立新町中学校長）

第2号委員（社会教育の関係者）

No.	氏名	推薦団体・役職等
2	田島 典子	高崎市地区婦人会連合会書記
3	田邊 郁也	高崎市PTA連合会会長
4	小杉 鷹司	高崎市スポーツ協会副会長
5	中村 尚雄	高崎市文化協会理事

第3号委員（家庭教育の向上に資する活動を行う者）

No.	氏名	推薦団体・役職等
6	林 いずみ	高崎市家庭教育推進協議会会長

第4号委員（学識経験のある者）

No.	氏名	推薦団体・役職等
7	青柳 隆	高崎市議会教育福祉常任委員長
8	野矢 洋一	高崎市市長会副会長
9	落合 みどり	ガールスカウト日本連盟元常置委員長
10	志村 隆雄	元東京福祉大学非常勤講師
11	岩下 尚義	税理士
12	今井 邦枝	高崎健康福祉大学教授
13	小池 美千子	倉渕地区選出委員
14	川浦 俊一	箕郷地区選出委員
15	結城 裕子	群馬地区選出委員
16	佐藤 眞喜子	新町地区選出委員
17	廣瀬 幸夫	榛名地区選出委員
18	古井戸 寿郎	吉井地区選出委員

第5号委員（公募した市民）

No.	氏名	推薦団体・役職等
19	高橋 寛	公募市民
20	坂井 土喜	公募市民

令和6年度 高崎市社会教育委員名簿

第1号委員（学校教育の関係者）

No.	氏名	推薦団体・役職等
1	上原 裕道	高崎市中学校長会（高崎市立新町中学校長）

第2号委員（社会教育の関係者）

No.	氏名	推薦団体・役職等
2	田島 典子	高崎市地区婦人会連合会会計
3	小澤 由宏	高崎市PTA連合会会長
4	久保 洋子	高崎市スポーツ協会副会長
5	中村 尚雄	高崎市文化協会理事

第3号委員（家庭教育の向上に資する活動を行う者）

No.	氏名	推薦団体・役職等
6	林 いずみ	高崎市家庭教育推進協議会会長

第4号委員（学識経験のある者）

No.	氏名	推薦団体・役職等
7	大河原 吉明	高崎市議会教育福祉常任委員長
8	野矢 洋一	高崎市市長会副会長
9	落合 みどり	ガールスカウト日本連盟元常置委員長
10	志村 隆雄	元東京福祉大学非常勤講師
11	岩下 尚義	上武大学准教授
12	今井 邦枝	高崎健康福祉大学教授
13	小池 美千子	倉渕地区選出委員
14	川浦 俊一	箕郷地区選出委員
15	結城 裕子	群馬地区選出委員
16	佐藤 眞喜子	新町地区選出委員
17	廣瀬 幸夫	榛名地区選出委員
18	古井戸 寿郎	吉井地区選出委員

第5号委員（公募した市民）

No.	氏名	推薦団体・役職等
19	高橋 寛	公募市民
20	坂井 土喜	公募市民

